

仙台市外郭団体の経営状況の評価結果 (令和元年度決算)

令和2年9月

仙台市外郭団体経営検討委員会

1 外郭団体の経営評価

(1) 経過

第三セクターなどいわゆる外郭団体の経営破綻により、地方公共団体本体が財政再生団体に指定されるという事例が生じ、総務省は、平成20年に、地方公共団体に対し、第三セクター等の経営状況の客観的な把握、その結果、経営が著しく悪化している場合の抜本的な経営改善策を講じるよう通知をした。

これを受け、本市では、平成21年に仙台市外郭団体経営検討委員会を設置し、毎年、経営悪化の可能性があるとされる一定要件（以下「2 委員会付議要件」を参照）に該当した外郭団体の経営状況について、外部の専門家による評価を受けている。

また、平成29年には、総務省より地方公共団体に対し、相当程度の財政リスクが存在する第三セクター等について、経営健全化方針を策定するよう通知がなされているが、本市においては、委員会設置以降、総務省の基準よりも厳しい要件で評価を実施し、これまでのところ経営健全化方針の策定が必要となった団体はない。

(2) 対象となる外郭団体

仙台市における外郭団体の定義は、

- ア 市が当該団体の基本財産等の4分の1以上の出資又は出捐を行っている団体
- イ 市の事務事業との密接な関連性から、その設立に市が主体的に関与し、かつ市が当該団体の運営に相当程度関わっていると認められる団体

のいずれかに該当する団体であり、令和2年7月1日現在で27団体となっている。

※ 今年度においては、出資比率や設立経緯により他の地方公共団体（宮城県）が本市より主体的に関わっている2団体を除いた25団体について、令和元年度決算を確認した結果、あらかじめ定めた一定の要件（「2 委員会付議要件」参照）に該当する団体は無かった。

一方、昨年度に付議要件①に該当し、評価結果は「著しく経営状況が悪化しているとはいえない団体」となったが、今年度の委員会において経営の改善状況について報告することとなった1団体について、令和元年度の決算資料を基に報告がなされ、さらなる経営改善に向け、委員より助言等を行った。

2 委員会付議要件

前期決算（⑤については前3期決算）について、下記のいずれかに該当する外郭団体（他の地方公共団体が主導的な立場にあるものを除く。）を、付議対象とする。

① 経常損益が赤字であり、当該赤字額が10年間続いたと仮定すると債務超過になること

※ 損失補償債務等に係る一般会計等負担見込額の算定に関する基準（平成20年総務省告示第242号）第二の二に規定する標準評価方式による評価が「A」以外となることを言い換えたもの。同基準は、自治体が団体の債務について損失補償又は保証をしている場合にのみ対象となるが、本市においては、全ての外郭団体について、この基準の対象とみなして評価を行うことと

する。

② 債務超過にある団体であること

※ 退職給付引当金及び賞与引当金について、所要額を全額計上せず決算を作成している団体については、全額計上したと仮定して再計算した場合、債務超過状態と同等とみなされる場合を含む。

③ 事業活動によるキャッシュ・フローがマイナスであり、当該事業活動によるキャッシュ・フローの5倍の額の絶対値が、現金及び現金同等物期末残高を超えていること

※ キャッシュ・フロー計算書を作成していない財団等にあっては、「当期経常増減額がマイナスであり、当該当期経常増減額の絶対値から減価償却費及び引当金を引いたものの5倍の額が、現金及び現金同等物期末残高を超えていること」と、株式会社等にあっては、「経常損失の額から減価償却費及び引当金の額を差し引いたものの5倍の額が、現金及び現金同等物期末残高を超えていること」と読み替えるものとする。

④ 累積欠損金2億5千万円以上、かつ、基本財産、資本金又はこれに類するものの概ね50%以上であること

⑤ 直近3年度全てにおいて経常損失が生じており、かつ、経営の改善傾向が見られないこと

※ 「経営の改善傾向が見られる」とは、経常損失額が前期と前々期、前々期と前々々期、前期と前々々期のいずれかの対比で20%以上減少している状態をいうものとする。

3 委員会付議要件該当団体

なし

4 報告団体への対応

対象団体：社会福祉法人 仙台市社会福祉協議会

当該団体は、地区社会福祉協議会への活動支援や各福祉施設の管理運営（指定管理も含む）、地域包括支援センターの運営等を行っている団体である。

平成30年度の決算において、経常損益が付議要件①に該当する赤字となったが、その主な原因是、平成30年度より賞与引当金を計上したことによる人件費の増加であり、「著しく経営状況が悪化しているとはいえない団体」と評価された。しかし当該原因を除いても経常損益が一定程度赤字であったことから、今年度の委員会において経営の改善状況について報告を求めていた。

報告の結果、令和元年度の決算においても経常損益が赤字であるものの、経営状況に一定の改善が見られることが確認された。

その他、当該団体の会計処理等について助言し、それらの検討を依頼した。

5 委員名簿（敬称略）

委員長 橋本潤子（橋本潤子公認会計士事務所・公認会計士）
委員 大泉裕一（大泉会計事務所・公認会計士）
委員 西村一幸（東北大学会計大学院教授・公認会計士）

